

ID: 1943

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第4条		
法令番号	平成13年政令第238号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第4条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (1) 法第5条の12第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。 (2) 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第2条の規定に違反したとき。 (4) 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 不正の手段により指定を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日